

# 公共施設における使用料等

## 見直しに係る意見募集

**4年に一度、施設の使用料等の見直しの参考**  
 本区では、公共施設を利用する方としない方の負担を公平にするため、4年に一度、施設の使用料等の見直しを行うこととしています。

令和2年度の改定に向け、現在検討を進めています。その参考とするため、区の施設使用料等の見直しに対する皆さんからのご意見を募集します。

### 検討対象となる施設

- ①文化センター系(各文化センター、総合区民センター、江東公会堂、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館等)
- ②スポーツ施設系(屋内・屋外スポーツ施設)
- ③区民館系(区民館、児童館、)

### 改定を行う場合のスケジュール

令和2年第一回区議会定例会において条例改正案を提出し、4月より条例施行、10月から適用開始を予定。

## 第2回 Jアラート全国一斉情報伝達試験

### 防災行政無線放送をはじめ、さまざまな方法で試験を実施

8月28日(水)に、今年度2回目となる「Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達試験を実施します。

この試験は、Jアラートと自動連携している機器を実際に動かして動作確認を行う全国的な試験です。

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。いつ・どこで災害が発生しても正確な情報を取得できるように

### 【情報伝達試験時に体験できる主な情報取得方法】

- ①防災行政無線放送
  - ②こうとう安全安心メール※登録者のみ。登録方法は欄外参照
  - ③区ホームページ
  - ④ツイッター [防災関連情報]@koto\_bosai [江東区政全般]@city\_koto
  - ⑤フェイスブック (@city.koto)
  - ⑥一斉情報配信システム(災害協力隊や消防団等に配備)
  - ⑦ケーブルテレビ(デジタル11ch)(契約者のみ)
  - ⑧コミュニティFM(88.5MHz)
- ※緊急速報メール(エリアメール)での試験実施はありません。  
 問 危機管理課危機管理係 ☎3647-9382、FAX3647-9651

### 意見の提出方法

【募集期間】8月11日(日)～31日(土) 消印有効  
 【提出方法】①住所②氏名③ご意見を記入し、〒135-8383 区役所財政課予算担当へ郵送、ファクス、  
 e zaisai@city.koto.lg.jp  
 ☎(3647)1760  
 FAX(3647)9345

## 全戸を100%区民館のび利用を

### 地域のコミュニティ活動をサポート

区民館は各種会合やグループ活動など、区民の皆さんの自主的な活動の場、コミュニティの場として、気軽にご利用できる施設です。ただし、営利を目的とする利用はできません。

【使用区分】午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～5時)、夜間(午後6時～9時半)  
 【休館日】月曜(祝日の場合はそ

区民館名	室名	定員(人)	申込受付時間
富岡区民館 (出張所内) ☎3642-8306 FAX3641-3621	ホール	100	月～金曜 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	第1洋室	35	
	第2洋室	35	
	和室	25	
小松橋区民館 (出張所内) ☎5606-5581 FAX5606-5585	タウンホール	175	火～日曜 8:30～17:00 (休館日を除く)
	第1洋室	55	
	第2洋室	55	
	第3洋室	30	
	第1和室	60	
砂町区民館 (出張所内) ☎3644-2181 FAX3699-6742	タウンホール	150	火～日曜 8:30～17:00 (休館日を除く)
	和室	40	
南砂区民館 (出張所内) ☎3640-5355 FAX3648-9246	ホール	120	火～日曜 8:30～17:00 (休館日を除く)
	第1洋室	45	
	第2洋室	45	
	和室	55	
枝川区民館 ☎・FAX 3647-6852	ホール	110	火～日曜 8:30～17:00 (休館日を除く)
	第1洋室	35	
	第2洋室	35	
東陽区民館 ☎・FAX 3645-8651	ホール	150	火～日曜 8:30～17:00 (休館日を除く)
	洋室	30	
	和室	40	
	和室	40	

## まちの記憶と 江戸時代から未来へ

江東区の水害等の歴史を貴重な写真等で振り返るとともに、未来へ向け水辺に親しむまちづくりを紹介する展示会「まちの記憶と未来展」を開催します。ぜひお越しください。

会場 下表のとおり

期間	場所
8/14(水)12:00～19(月)22:00	豊洲文化センター1階展示ギャラリー(豊洲2-2-18)
8/20(火)12:00～26(月)15:00	東大島文化センター1階展示ロビー(大島8-33-9)
9/5(木)12:00～13(金)15:00	江東区役所2階区民ホール

※閉庁日・閉庁時間を除く

## 人権週間に向けて

### 人権週間とはいつの日からいつの日までなの？

人権週間はいつの日からいつの日までなの？

国連は、1948年12月10日の第3回総会において、「世界人権宣言」を採択しました。1950年12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日の12月10日を「人権デー」と定め、日本では、法務省および全人権擁護委員連合会が、世界人権宣言が採択された翌年の1949年から、12月4日～12月10日の1週間を人権週間と定めました。

### 人権週間での取り組み

毎年12月4日～12月10日の期間中には、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が、全国的に行われています。

区では、毎年この時期に「守ろう人権 講演とメッセージのつどい」を開催しています。

今年も講演と小学生の人権メッセージの発表、中学生の人権作文の朗読等を行います。皆さんもぜひこの催しに参加して、「思いやりの心」や「かけがえない命」について考える大切さを学んでみませんか。

### 世界人権宣言

「世界人権宣言」は、すべての人々が生まれながらにして自由であり、基本的な人権を保持していることを、初めて公式に認めた宣言です。「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、この宣言をもとに、多くの人権条約が制定され、世界の人権を守る動きは大きく進んできました。

**世界の人権を守る動き**

2019年6月21日、国際労働機関(ILO)では、労働の世界でのあらゆるハラスメントの禁止を明記した条約が採択されました。「身体的、性的、経済的被害を引き起こしかねない行為」をハラスメントの定義とし、禁止する初めての国際基準となります。

**違いを認め合おう**

すべての人々は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等です。人はそれぞれ違いを持っています。その違いを認め合い尊重し合うことが、居心地の良い社会をつくることにつながるのでないでしょうか。

問 人権推進課人権推進担当  
 ☎(3647)1164  
 FAX(3647)9556

「世界人権宣言」は、すべての人々が生まれながらにして自由であり、基本的な人権を保持していることを、初めて公式に認めた宣言です。「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、この宣言をもとに、多くの人権条約が制定され、世界の人権を守る動きは大きく進んできました。



凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール